

動物検疫所中部空港支所交渉（全農林労働組合動検分会）

1. 日 時：平成 29 年 12 月 20 日（木）12：03～12：15

2. 場 所：動物検疫所中部空港支所会議室

3. 出 席 者：動物検疫所中部空港支所
大塚支所長
藤澤次長
我妻庶務課長
野中書記長
全農林労働組合動検分会
藤岡財政部長

4. 議 題：2017 秋季要求書回答交渉
(全農林労働組合動検分会提出 別添「要求書」)

5. 議事概要

○我妻庶務課長

ただいまから、全農林労働組合動検分会からの要求に基づく交渉を始める。
交渉を始めるにあたり、出席者を紹介する。
当局側として、大塚支所長、藤澤次長及び本日司会進行を努める庶務課長の我妻です。

職員団体側として、野中書記長、藤岡財政部長。
本日の交渉に先立ち、国家公務員法第 108 条の 5 の規定に基づき、12 月 14 日に実施した予備交渉において取り決めた事項を報告する。

全農林労働組合動検分会から提出された要求事項のうち「新たな労使関係の構築に関する基本方針について」第 3 の 1 の (3) に定められた要件を満たし、交渉対象とする事項は、

「I 労働諸条件の改善について」のうち、1 の 「また、超過勤務手当については全額支給すること」以外の部分とし、交渉対象としない部分については国家公務員法第 108 条の 5 第 3 項に定める管理運営事項に該当するので要望事項として接受することで整理した。これらを前提に交渉を進めさせていただく。

予備交渉でもお話したが、発言は交渉対象事項に限っていただくよう改めてお願ひする。それでは、要求書の提出及び趣旨説明をお願いする。

○野中書記長

本日は、昼休みの貴重な時間を分会の要求事項に対する交渉について時間を設けて頂いたことに感謝を申し上げる。

さて、動物検疫所においては、LCC 航空便の増加、農林水産物の輸出迅速化、輸出カウンターの設置、探知犬導入、深夜・早朝便への対応など、水際検疫体制の強化に伴う業務量が大幅に増加している中、職員においては、我が国の畜産の振興・公衆衛生の向上を図るために、日夜、職務に邁進しているところである。

2017年度の予算・定員では、一定の増員要求が認められたが、抜本的な要員不足の解消には至っておらず、引き続き、動検当局の尽力を要請する。

今回、取りまとめた要求事項においては、切実かつ喫緊の課題であることを理解いただき、課題解決に向けた誠意ある対応を要請する。

それでは、要求書を提出する。

〈大塚所長に要求書を手交〉

○野中書記長

要求書の趣旨を説明する。

今般、取りまとめた要求内容は、円滑な業務運営の実施はもとより、安心して働き続けられる職場を確立するためには、重要な事項である。動物検疫所中部空港支所当局におかれでは誠実な対応を要請する。

まず、1点目は、労働諸条件の改善についてである。

現在、中部空港支所における定員配置状況から、多くの部署において超過勤務が発生している状況にあるが、勤務時間管理や事前命令の徹底及び超過勤務の実施にあたって真に必要な業務であるか否かの精査が重要であると考える。このことについて、中部空港支所当局の見解を伺う。

また、既存業務の効率化や業務量の平準化及び非常勤職員の雇用による一層の超過勤務縮減を図るよう要請する。

また、職員間のコミュニケーションを図る中で、安心して働き続けられる明るい職場づくりが重要であると考える。節目での各種ハラスメント防止策の徹底や安心して諸休暇が取得できる職場環境の整備を要請する。

2点目は、福利厚生施策の充実についてである

業務量の増大に伴い、職員の健康管理やメンタル対策が重要であると考える。特に私たちの職場においては、十分な定員配置となっていない中で、健康を害して休まるを得なくなった場合、職場の業務運営に与える影響は大きいことはもとより、病気になった本人も肉体的・精神的な苦痛は計り知れない。このことについて、中部空港支所当局の現状における対応について伺う。

3点目は、新たな人事評価制度についてである。

評価制度の適正な運営にあたっては、職場の人間関係に大きく影響すると考えており、信頼関係なくして評価制度の運営は成り立たない。評価者の評価に対する被評価者の理解と納得が重要であることを申し上げる。

以上、要求書の趣旨説明とさせて頂き、中部空港支所当局の見解を伺う。

○大塚支所長

「Iの1 超過勤務の縮減等」については、管理職員による事前命令の徹底等の実効ある縮減対策の取組を進めているところである。今後とも、定期的に超過勤務縮減の取組の検証を行うなど、適切に対応してまいりたい。

「Iの2 超過勤務の縮減等」については、事前命令の徹底等引き続き実行ある縮減対策に取り組んでまいりたい。

「Iの3 セクシャルハラスメント、パワーハラスメントの根絶等」については人事院が作成した「パワー・ハラスメント」を起こさないために注意すべき言動例（通知）及び防止ハンドブックが職員掲示板に掲載されていることを職員に周知する

など、その防止に努めているところである。

また、セクシャルハラスメント防止については、防止週間において、掲示板に各種通知と併せて掲載する等の周知を行い、セクハラの防止及び排除のための措置を講じているところである。

相談体制については、パワハラやセクハラに起因する問題が生じた場合に限らず、日常的な苦情等の相談に応じ、助言・指導等の措置を講じるための体制（苦情相談員についても掲示板に掲載して周知するなど）を整備しており、引き続きセクシャルハラスメント、パワーハラスメントのない職場になるよう努めてまいりたい。

「Iの4 年次休暇や夏季休暇の取得等」については、年次休暇や夏季休暇等の計画的使用促進のために所内会議等の場において啓発を行っているところであるが、引き続き休暇を取得しやすい職場環境づくりに努めてまいりたい。

「Iの5 ワークライフバランスの確保等」については、動物検疫所では女性職員の割合が年々増加していることから、女性が働きやすく、育児や介護等と両立して活躍できる職場環境の整備についても引き続き努力し進めてまいりたい。

「Iの6 管理者と職員とのコミュニケーション等」については、各職場において、所内ミーティング等を開催して日頃から管理者と職員とのコミュニケーションを図っているところであるが、引き続き管理者が率先して職員とのコミュニケーションを図り、風通しの良い明るく働きがいがあり、業務が円滑に進められる職場環境づくりに努めてまいりたい。

「II 福利厚生施策の充実について」は、心の健康に問題のある職員の早期発見・早期対応のため、職場内の相談体制を整備し、職員の健康管理には十分注意を払い、必要な指導等を行っているところである。引き続き健康管理に万全を期すとともに、常日頃から部下と十分コミュニケーションを図り、専門家による支援が必要ではないかと感じた場合は積極的に外部の専門機関に相談できる体制を整備し、職場と専門家が連携して対応することとしているところである。また、職場に復帰する際には、人事院の「試し出勤」制度を一層活用し、職場復帰に関する不安を緩和してから復帰するよう努めるとともに、円滑な職場復帰のための面談と再発防止のための職場復帰計画を作成し、復帰の支援を着実に実施することとしているところである。

職員のメンタルヘルス対策は円滑な業務運営の観点からも重要な課題であり、何でも相談できる職場環境を構築するため、引き続き所内関係者と連携しながら対応して

まいりたい。

「Ⅲ 新たな人事評価制度について」は、人事評価の期首・期末面談にかかわらず、日常的な指導・助言やコミュニケーションは、所内の意識の共有や業務改善等につながるほか、職場の実情を把握する上で最も重要な手段であると認識している。

今後も、日常のコミュニケーションを奨励し、十分理解が得られる人事評価となるよう尽力してまいりたい。

なお、人事評価の実施に当たり、評価者については、制度官庁が主催する評価者研修やeラーニングの受講により、評価制度や評価結果の活用について指導してきているところである。

以上です。

○野中書記長

回答に感謝申し上げる。

平成29年度も後半に入っているが、円滑に業務運営が行われるよう、職員とのコミュニケーションを深めて頂くとともに、来年度の予算・定員についても、まもなく政府予算（案）が決まってくることから、来年度以降の業務運営にあたって予算・定員がしっかりと確保されるよう要請する。

最後になるが、業務を行う中で、課題・問題点等があれば、分会としても別途、要望や要求を上げていくこととしているので、中部空港支所当局として誠意もって対応頂くよう重ねて要請する。

○我妻庶務課長

以上をもちまして交渉を終了する。

17全農林動検要求第1号
2017年12月20日

動物検疫所中部空港支所長
大塚 誠也 殿

全農林労働組合動検分会

委員長 原田 善

要　求　書

農林水産省においては、2014年7月に決定された「国の行政機関の機構・定員に関する方針」に基づき、3年目の定員合理化が実施される中で、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく農政改革など重要課題が進められていますが、職場は連年に亘る定員削減により超過勤務は慢性化しており極めて厳しい労働環境にあります。

このような情勢の中にあって私たちは、当面する課題を整理し、下記のとおり要求事項を取りまとめました。下記の事項は、組合員にとって切実かつ喫緊の課題です。

貴職におかれでは、組合員の生活を維持・改善し国民の期待に応える農林水産行政の円滑な推進を図るため、下記事項の実現に向けて最善を尽くすよう要求します。

記

I 労働諸条件の改善について

1. 動物検疫所中部空港支所として、厳格な勤務時間管理体制を確立し、事前命令の徹底、実効のある超過勤務縮減対策の実施により、超過勤務を縮減すること。
また、超過勤務手当については全額支給すること。
2. 定員削減により人員が減少する中、農林水産施策への的確に対応するため、動物検疫所中部空港支所として既存業務の抜本的かつ実効ある効率化や非常勤職員の雇用などにより、超過勤務の縮減を図ること。
3. 動物検疫所中部空港支所として、セクシャルハラスメント、パワーハラスマントを根絶するとともに、実効ある防止策の徹底及び相談員制度の機能化を図ること。
4. 動物検疫所中部空港支所として、年次休暇や夏季休暇が計画的に取得できるよう啓発を図り、取得しやすい職場環境をつくること。また、諸休暇についても取得しやすい環境整備を図ること。

5. 動物検疫所中部空港支所として、ワークライフバランスの確保や育児休業及び育児のための短時間勤務が取得しやすい職場環境の整備を図ること。
6. 動物検疫所中部空港支所として、管理者と職員とのコミュニケーションを大切にし、明るく働きがいのある民主的な職場を確立すること。

II 福利厚生施策の充実について

「農林水産省職員の心の健康づくりのための指針」に基づき、動物検疫所中部空港支所におけるメンタルヘルス対策の充実・強化を図り、何でも相談できる職場環境づくりを現場管理者が率先して行うこと。

III 新たな人事評価制度について

期首・期末面談にあたっては、評価結果が処遇に活用されることを十分認識し、被評価者への指導・助言を丁寧に行うとともに、日常においてもコミュニケーションを図ること。

以 上